

## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するもので、国際法や国連憲章に違反しており、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて容認できるものでなく、厳しく抗議する。

また、ロシアは最大の核保有国であることを強調し、核兵器使用を示唆しており、「非核平和都市宣言」を掲げる三田市として、このような暴挙は決して許されるべきではない。

よって、三田市議会は、ロシアのウクライナへの侵攻や主権侵害に強く非難するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退するよう国際法に基づく誠意ある対応を強く要求する。また、日本政府においては、在留邦人の安全確保や国民生活にもたらす影響対策について万全を尽くすとともに、国際社会と連携し、厳格かつ適切な対応を講じるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

兵庫県三田市議会